

リサーチコンプレックス形成推進セミナー業務 仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託する「リサーチコンプレックス形成推進セミナー業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 通則

- ①本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書、特記仕様書によって行う。
- ②本業務を行うにあたり、乙は甲と綿密に連絡を取るとともに、甲の指示に従わなければならない。
- ③乙は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、下記の事項を厳守しなければならない。
 - i) 乙は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - ii) 乙は、甲から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - iii) 乙は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
 - iv) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
 - v) 乙が前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、甲は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- ④乙は、本業務の着手前に業務計画書を本市に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。
 - i) 着手届
 - ii) 業務内容
 - iii) 業務履行計画表
 - iv) 業務担当者届（実施体制）
 - v) その他甲が必要と定めたもの
- ⑤乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑥本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な函書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、乙は、甲の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については乙の負担とする。

2. 業務名

「リサーチコンプレックス形成推進セミナー」

3. 業務の目的

仙台市内に整備が進む次世代放射光施設の稼働を契機としたリサーチコンプレックスの形成に向け、研究開発型企業の誘致や集積に重点的に取り組んでいるが、次世代放射光施設における知名度は依然として低く、リサーチコンプレックスの形成に向けては、一層の周知が必要である。

そこで本業務では、次世代放射光施設と関連性が見出せる企業の掘り起こしに向けた当該施設の周知・広報業務及び当該施設への興味・関心がある企業、当該施設の活用を検討している企業等を対象に、リサーチコンプレックスの形成に向けた取り組みや当該施設の概要及び活用方法等を周知し、世界レベルのリサーチコンプレックス形成促進を図るためにセミナー（ウェビナー）を開催する。

4. 業務期間

契約締結日から令和4年1月末日まで

5. ウェビナー開催概要

(1) 開催手法

オンライン会議システムによるウェビナー

(2) 開催日

令和3年10月～11月の期間中の1日間

(3) 対象者

次世代放射光施設と関わりが想定される分野の企業 等
(ライフサイエンス、創薬、食品、加工、製造、化学 等)

(4) イベントプログラム

次世代放射光施設の周知及びリサーチコンプレックス形成に効果的なイベントとする。
なお、プログラムについては、企画提案内容を基本とするが協議の上、決定する。

(5) 参加者数

200名以上を目標とするが企画提案時の提案数を基本とし、協議の上、最終目標を決定する。
また、アーカイブ配信を実施することとし、当該配信の視聴者についても参加者数に加えることを可能とする。なお、参加者数に加えるアーカイブ視聴期間については、最低1週間程度を想定するが、協議の上、決定する。

(6) 参加費

無料

6. 業務概要

(1) 周知・広報業務

①次世代放射光施設に係る情報発信

(2) ウェビナー開催業務

①イベントの企画・調整・運営

②イベントに関する情報発信・広報

③スタジオ等の手配・設営・管理・撤去

④参加者の募集・受付・受理

⑤アンケートの作成・実施

⑥申込者及び参加者とのリレーションの構築に係る企画・実施

⑦成果物の納品 等

7. 業務内容

(1) 周知・広報業務

①次世代放射光施設に係る情報発信

- ・次世代放射光施設の概要（他施設との違い、強み、見込まれる活用分野 等）について幅広く周知すること。
- ・情報発信するためHP、SNS、新聞、雑誌、テレビなど、乙が有するノウハウやネットワークを活用し、効果的・効率的な広報媒体・手段を用いて実施すること。

(2) ウェビナー開催業務

①イベントの企画・調整・運営

- ・イベントは、「5. 開催概要（4）イベントプログラム」に掲げるものを含むこととし、その企画・調整・運営全般について行うこと。
- ・イベントタイトルおよびキャッチフレーズを考案すること。

・イベントが円滑に実施されるよう全体を調整すること。

②イベントに関する情報発信・広報

- ・HP、SNS、新聞、雑誌、テレビなど、乙が有するノウハウやネットワークを活用した効果的・効率的な広報媒体・手段を用いて実施すること。
- ・集客目標については、「5. 開催概要（5）」に掲げる参加者数目標について、各種広報媒体・手法等を用い、その達成に向けて最大限の取組みを行うこと。尚、周知対象企業等については、事前にリストを作成し、本市と受託者で確認作業を行うものとする。

③スタジオ等の手配・設営・管理・撤去

- ・円滑なオンライン配信ができるよう配信環境の設定等については万全を期すこと。
- ・イベントに必要な備品、機材、人員、看板等を手配すること。
- ・スタジオ撤去についてはセミナー当日中に完了すること
(自社保有のスタジオについてはこの限りではない)
- ・スタジオについて、使用料の支払いやスタジオ管理者との連絡・調整等が発生する場合は、全てにおいて乙で対応すること。

④参加者の募集・受付・管理

- ・参加申込み方法は、提案者が提案する方法により募集する。
- ・定期的に申込み状況を報告すること。

⑤アンケートの作成・実施

- ・参加者へのアンケートを実施し、集計結果を報告すること。アンケートの内容については、乙の提案により甲と協議のうえ作成するものとする。

⑥申込者及び参加者とのリレーションの構築に係る企画・実施

- ・申込者及び参加者と甲がセミナー後にリレーションを構築するための企画を立案し、実施すること。実施内容及び実施手法は、企画提案内容を基本とするが、協議の上、決定する。

⑦成果物の納品

- ・業務完了届に併せて、以下について紙媒体又は電子データにより提出すること

【紙媒体】

- ・総括報告書（周知・広報業務及びセミナー開催業務の評価、次年度以降の本業務の方策等を記載）
- ・その他、甲が必要とする書類 等

【電子データ】

- ・申込者リスト及び参加者リスト（社名、所属、役職、連絡先等）
- ・イベント成果レポート（各プログラムの概要、参加者数、実施の様子がわかる写真等）
- ・セミナー動画
- ・アンケート回答及び集計レポート 等

8. その他留意事項

- ・本市に立地する「次世代放射光施設」の概要を広く周知し、世界レベルの研究コンプレックスの形成を促進するために効果的なイベントの企画・広報・集客等を行うこと。
- ・業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、参加者数や数値目標に対して不足があると甲が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。
- ・連絡体制については、電子メールを基本とするが、必要に応じて打合せを実施すること。
- ・イベント実施にあたって乙は統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行うこととし、全業務従事者の管理・監督を行うものとする。
- ・本業務にあたり作成された資料等の著作権は、甲に帰属するものとする。
- ・乙は、本業務実施における企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令

を遵守すること。

- ・本業務の広報等を行う場合においては、甲からの受託事業であることを明示すること。
- ・本業務の経理を明確にするため、乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、契約終了後も甲において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・仕様書に定めのない事項は甲及び乙の協議により決定する。

9. 担当

仙台市経済局産業政策部企業立地課 ものづくり産業係（担当：山内、吉田）

TEL:022-214-8245 FAX:022-214-8321